

階上町森林経営管理推進協議会 会 議 録

日時 令和8年3月18日（水）

午後2時00分

場所 階上町役場2階 第2会議室

三戸郡階上町

令和7年度 第3回階上町森林経営管理推進協議会 会議録

日 時 令和8年3月18日(水) 午後2時00分から午後3時15分まで
場 所 階上町役場2階 第2会議室

【出席の状況】

(1)出席(6名 順不同・敬称略)

会 長 澤 田 充 (階上町 副町長)
副会長 桑 原 一夫 (三八地方森林組合 理事)
委 員 山 田 耕司 (青森県三八農林水産事務所林業振興課 林務調整監)
" 荻ノ沢 俊明 (森林所有者代表)
" 袖 平 純二 (青森伐採レスキュー株式会社 代表取締役)
" 荒 道 真一 (階上町産業振興課 課長)

(2)欠席

なし

(3)オブザーバー(1名)

木村 公樹 (市町村林政業務サポートセンター)

(4)産業振興課(2名)

農林グループリーダー 境 祥子
農林グループ 主事 中村 亮太

【次第】

- 1 開 会
- 2 会長あいさつ
- 3 案 件

(1)経営管理権設定マニュアルについて

- 4 そ の 他
- 5 閉 会

【協議会内容】

- 1 開 会
(事務局)

本日はお忙しいところお集まりいただきまして誠にありがとうございます。
それではただいまより、階上町森林経営管理推進協議会を開催いたします。
なお本日の協議会につきましては、取り組み内容を広く町民に周知するため、ホームページで会議録を公表していくこととしておりますので、お知らせいたします。
はじめに会長より御挨拶申し上げます。

2 会長あいさつ

(会長)

皆様におかれましては、大変お忙しい中、第3回階上町森林経営管理推進協議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。前回、2月5日の会議においては、令和7年度に実施した意向調査の実施結果や令和8年度に実施する意向調査の地区について、委員の皆様のご意見を頂戴しながら、定めることができました。本日は、経営管理権設定マニュアルについて協議してまいりたいと考えております。委員の皆様には、忌憚のない御意見を頂戴したいと思いますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。なお、本日も、オブザーバーとして、市町村林政業務サポートセンター木村公樹様に、御参加いただいておりますので、よろしくお願いしまして、あいさつとします。

3 案 件

(1) 経営管理権設定マニュアルについて

(事務局)

ありがとうございました。

それでは、これより案件に入りますが、協議会の議長は会長が当たることになっておりますので、議事の進行につきましては、会長にお願いいたします。

(会長)

暫時の間ですが、会議進行を務めさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

それでは早速ですが案件に入らせていただきます。

案件1の経営管理権設定マニュアルについて事務局より説明願います。

(事務局)

<資料1、経営管理権設定マニュアル(案)により説明>

はい。

案件1 経営管理権設定マニュアルについてと記載された資料を御覧ください。

座ったままで説明させていただきます。

1 マニュアル策定の経緯についてです。

階上町森林経営管理制度実施方針に基づきまして、意向調査や森林調査を実施しておりますが経営管理権設定については、判断基準が曖昧でございまして令和7年度第1回目の協議会におきましても、委員からマニュアルを策定した方が良いのではという意見が出されていたところでございます。

このことから、より具体的な判断基準および優先順位について整理しまして、一貫性のある経営管理権の設定を行うことで適切に森林経営管理制度を遂行することを目的としてマニュアル策定することとなりました。

2 マニュアルの内容についてです。

本マニュアルでは、林野庁で作成している森林経営管理制度に係る事務の手引を参考としまして、経営管理権を設定する判断基準や優先順位のほか、森林整備方針や経営管理権集

積計画の策定について記載してございます。

続きましてマニュアルの本文について説明させていただきます。1 ページ目をめくっていただきまして、目次ですがまだ素案ということでページ数は入れておりません。

次のページを御覧ください。

初めに背景と目的について御説明します。

平成 30 年 5 月に森林経営管理法が成立しまして、市町村が主体となって適切に経営や管理が行われていない森林について、森林所有者に働きかけ等を行うことによって、森林の経営や管理の確保を図る森林経営管理制度が創設されまして、令和 7 年 5 月に改正法が成立して、令和 8 年 4 月 1 日から施行となっております。

本町では、令和 6 年 12 月に階上町森林経営管理制度実施方針が策定されまして、法に基づく措置その他必要な措置を講ずるための方針が定められたところです。

本マニュアルでは、経営管理権設定にすると当たり、実施方針に基づきより具体的な判断基準や優先順位について整理しまして、一貫性のある経営管理権の設定を行うことで、適切に森林経営管理制度を遂行することを目的として定めたマニュアルになります。

2 用語整理になります。

本マニュアルに関連のある用語をまとめたものです。

説明は省略します。

続きまして、3 ページ目を御覧ください。

2 経営管理権を設定する森林についてです。

(1) 設定する森林の条件について整理しました。

経営管理権を設定する森林として、実施方針 3(1)において、森林意向調査の結果、森林所有者が町に経営管理を任せたいと回答した場合に該当森林の現況を調査した上で、森林所有者に対して調査の結果を報告するとともに、町内で森林整備を実施している、意欲と能力のある林業経営体による経営管理の方法について提案することとしております。ただし、収益が見込めない荒廃森林や森林所有者の強い希望がある場合等で、階上町森林整備計画に記載される、森林の有する機能が特に損なわれていると判断される場合は、森林所有者の同意を得て、町が経営管理権を設定する。また、実施方針 3(2)において、防災減災及び多面的機能の発揮を図る上で、特に森林整備をすることが必要であると判断される場合には、町で経営管理権を設定できるとあります。以上のことから、町で経営管理権を設定するかどうか判断する森林は、収益が見込めない荒廃森林と判断された森林、森林所有者の強い希望がある森林、防災減災及び多面的機能の発揮を図る上で、特に森林整備をすることが必要である判断される森林の 3 種類になります。

このうち、収益の見込めない荒廃森林と判断された森林や森林所有者の強い希望がある森林について、森林の有する機能が特に損なわれるかどうかを判断基準として、町が経営管理権を設定するかどうかの判断をしていくこととなります。

森林調査の結果、森林経営に適していると判断された森林については、森林経営管理制度のスキームから外れまして、直接、森林所有者さんと意欲と能力のある林業経営体でやり取りしてもらうという流れになります。

(2) 森林の有する機能が特に損なわれていると判断する基準についてです。

まず、実施方針に記載されている森林の有する機能とは、水源かん養機能や国土保全機能など森林が持つ多様な働きのことで、本町では、ほとんどの森林が水源かん養機能を有していることから、階上町森林整備計画の森林整備及び保全の基本方針にのっとり、適切な保育間伐を促進するということで整理しました。

森林の有する機能が特に損なわれていると判断する基準として、意向調査の際に過去10年以内に森林施業が行われている森林を除外して実施していますので、意向調査の回答があった時点で、既にほとんどの森林が森林の有する機能が特に損なわれていると判断できるものになります。

ただし、枝打ちや除伐など、そもそも伐採届が不要な施業を行っている場合であるとか、町に無届出で伐採を行っているという事例が想定されますので、その際は、森林調査の中で施業の痕跡等も確認することとしておりますので、そういった確認ができた場合は、林野庁の方で作成した手引に記載されている、経営管理が行われていないと考えられる森林の基準をもとに判断するということで整理をしました。

次のページを御覧ください。

表1が森林経営管理制度に係る事務の手引より抜粋した経営管理が行われていないと考えられる森林の基準となります。これらの基準に照らし合わせて判断していくこととなります。

(3) 防災減災及び多面的機能の発揮を図る上で、特に森林整備をすることが必要であると判断する基準についてになります。

町の森林整備計画では、山腹崩壊等による人命・人家等に被害を及ぼす森林について、山地災害防止機能/土壌保全機能を有する森林として整備されているものの、本町に該当する森林はありません。ただし、倒木による被害の発生について想定しているものではありませんので、倒木によって人家、公共施設及び道路に被害を及ぼす可能性がある場合には、防災減災を図る上で森林整備をする必要があるということで整理をしました。

次のページを御覧ください。

次に、経営管理権を設定しない森林についてです。

実施方針において、以下のいずれかに該当する場合、町で経営管理権を設定しない森林としております。

ただし、申し出のあった森林が0.1ha未満の小面積であって、周辺森林について意向調査を実施しても、経営管理の集積・集約化が見込めない場合という記載がありますが、この集積・集約化が見込めない場合とは、階上町森林整備計画で定める区域内に経営管理権を設定する森林が存在しない場合を想定するということで整理しました。次の破線部分が実施方針から抜粋した、経営管理権を設定しない場合の基準になります。

表2、こちらは森林整備計画の方でまとめられている区域をそのまま抜粋したのものになります。

ですので0.1ha未満の小面積の森林の場合、同じ区域の中に他に経営管理権を設定する森林があるのであれば、集積・集約化が見込めるとして、0.1ha以下でも経営管理権を設定することになりますが、他に経営管理権を設定する森林がなければ、集積・集約化が見込めないということで、経営管理権を設定しないという判断をして進めていくことで整理し

ました。

6 ページ目を御覧ください。

4 経営管理権を設定するまでのフロー図ということで、今まで文章の方で経営管理権を設定する森林について説明してきましたが、以前、実施方針を策定する際に簡単にまとめたものをマニュアルの内容に即してより細かく整理したフロー図を作成しました。

7 ページ目を御覧ください。

図1の経営管理権設定までのフロー図、こちらは意向調査を基に経営管理権を設定するまでのフロー図をまとめました。まず、意向調査の結果、町に経営管理をまかせることを検討したいと回答があったかどうかで、回答がなかった場合は、経営管理権を設定しません。ただし、倒木等により、人家、公共施設及び道路に被害を及ぼす可能性がある場合は、後から経営管理権を設定することも可能です。意向調査の結果で任せたいと回答があった場合、森林調査を行いまして、そもそも森林経営に適しているかどうかを判断しまして、適している場合は、事業者へ情報提供をしても良いかについて意向調査票に設問を記載していますが、情報提供しても問題ないという所有者であれば、事業者へ情報提供して、直接やり取りしてもらおうような流れとなっております。ただし、情報提供が難しいですとか、そもそも森林経営に適していない森林であった場合は、次に、森林調査で施業の痕跡を確認できたかどうかを確認することになります。施業の痕跡を確認できた場合は、マニュアルの表1の基準から、森林の有する機能が特に損なわれていると判断できるかどうかを確認することになります。特に損なわれていると判断できなかった場合、次に倒木等により被害を及ぼす可能性があるかどうかを見ます。それも可能性がないということであれば、経営管理権を設定しない森林とします。施業痕跡が確認できない、また、森林の有する機能が損なわれていると判断できる場合、倒木等により被害を及ぼす可能性がある場合につきましては次に進みます。

8 ページ目を御覧ください。

次に係争地かどうかを確認しますが、係争地であれば、経営管理権を設定しないこととしまして、係争地でない場合は、次に森林面積が0.1ha未満かどうかを確認することになります。0.1ha未満であった場合は、経営管理権の集積・集約化が見込めるかどうかを確認しまして、見込めない場合は、経営管理権を設定しません。

面積が0.1ha以上である森林、0.1ha未満であっても、集積・集約化が見込める森林がある場合は、経営管理権を設定する森林として手続きを進めていくことで整理しました。

なお、経営管理権を設定しない場合として、「森林所有者が主伐により収益を上げたにもかかわらず、植栽していないなど森林所有者自らの負担により必要な施業を実施する必要があると認める場合」や「森林所有者による下刈り、間伐、除伐などの経営管理が行われており、町が直ちに経営管理権を取得する必要がない場合」という記載がありますが、こちらは、意向調査、森林調査を実施する段階で既に確認できている事項でありますのでフロー図からは省略しています。

9 ページ目を御覧ください。

図2 森林所有者からの強い意向があった場合についての流れをまとめています。

森林所有者から、どうしても町に経営管理をまかせたいということで強い希望があった場

合は、森林調査を行います。

そして、マニュアルの表1の基準から、次の有する機能は特に損なわれているかどうかを判断し、判断できない場合は、次に倒木による被害を及ぼす可能性があるかどうかを確認、可能性がなければ経営管理権を設定しません。特に損なわれていると判断できる場合、倒木により被害を及ぼす可能性がある場合は、次に進みまして、森林所有者が主伐による収益を上げたにもかかわらず、植栽していない等、森林所有者が自らの負担により、必要な施業を実施する必要があるかどうかを確認していきます。必要がある場合は、経営管理権を設定しますが、必要がない場合は、次に係争地かどうかを確認し、係争地でない場合は、面積が0.1ha未満かどうかを確認、0.1ha以上であれば次の確認事項に進み、0.1ha未満であれば、次に集積・集約化が見込めるかを確認します。

次に10ページ目を御覧ください。

最後に森林所有者によって、下刈り、間伐、除伐などの経営管理が行われているか確認しまして、行われていれば経営管理権は設定をしません。

行われていなければ、経営管理権を設定する森林となります。

5 経営管理権を設定する森林の優先順位について整理しました。

実施方針において、優先的に経営管理権を設定し整備すべき森林について、以下の通り記載しておりまして、これらの判断基準について整理しました。

実施方針から抜粋した内容が、破線部の内容になります。

(1) 階上町ハザードマップの区域に含まれている森林になります。

本町で作成されているハザードマップは、「ため池ハザードマップ」、「津波ハザードマップ」、「土砂災害ハザードマップ」、「地震ハザードマップ」の4種類です。これらのハザードマップの区域に含まれている森林について、優先的に経営管理権を設定することとなります。11ページ目を御覧ください。

次に、森林整備によって保全すべき、公益機能を有する施設等があることで、次の表に掲げる施設を公益機能を有する施設等として定義し、隣接する森林について、優先的に経営管理権を設定することで整理しました。

表3施設の一覧になりますが、町で設置した公共施設以外にも、病院、診療所、薬局、保育園等の不特定多数の方が利用されるような施設について、公益機能を有する施設として整理しました。(3)の内容と重複しますが、こちらの方にも道路を記載しております。

(3) 防災減災、水源かん養、生活環境等に資すると認められることについてですが、こちらは森林調査の結果に基づき、森林を有する機能が特に損なわれていると判断された森林並びに倒木等により人家、公共施設及び道路に被害を及ぼす可能性がある森林について、優先的に経営管理権を設定することとしております。

(4) 経営管理権を設定する優先度が低い森林になります。

(1)から(3)に該当しない森林を経営管理権を設定する優先度が低い森林として定義しまして、全地区で意向調査を実施して、(1)から(3)までの優先的に経営管理権を設定すべき森林の森林整備が完了した後に、改めて優先度が低い森林について、森林整備について検討を行うことで整理しました。

12ページを御覧ください。

図3は、先ほどの内容を図示したものになります。

6 経営管理権設定時の森林整備方針になります。

(1) 経営管理権を設定した森林の整備方針について、本町ではほとんどの森林が、水源かん養機能を有していることから、階上町森林整備計画の森林整備及び保全の基本方針にのっとり、保育・間伐を中心とした森林整備を行うことで整理しました。また、倒木により人家、公共施設及び道路に被害を及ぼす可能性がある場合は、該当する危険木の除去を主とした森林整備を行うこととしまして、保育・間伐、危険木の除去というのを中心として森林整備を行うということで整理しました。

(2) 経営管理実施権について、経営管理に適した森林というのは、この経営管理制度のスキームから外れまして、直接、意欲と能力のある林業経営体に対して、情報提供することとしておりますので、経営管理実施権の設定というのは想定しないものとして整理しております。

(3) 間伐等経営管理権について、令和7年5月の法改正により、新たに追加された仕組みでございまして、従来の経営管理権の設定と比較しまして、所有権を有する者の同意取得が、2の1を超える共有持分を有する者の同意が取得すれば足りるなど、要件が多少緩和されています。しかし、危険木の除去も同時に実施する際は、保育・間伐の目的に沿った形で実施できるように注意し、例えば、道路沿いの樹木を危険木だということで除去する場合には、従来の経営管理権の設定をするといった対応をまず検討することとして、例えば、道路沿いの樹木を全て危険木して伐採をするのは、間伐に当たるのかどうかということところは特に注意して進めていく必要があるということで整理しています。

13 ページを御覧ください。

7 経営管理権集積計画の策定についてです。

(1) 森林所有者の同意取得について、経営管理権を設定する場合、原則として、集積計画の対象森林ごとに、当該森林について、関係権利者(所有権(森林の場合は土地だけではなく、立木竹についても所有権を有している場合がある)、地上権、質権、使用貸借による権利、入会権、賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利を有する者全部)に法の趣旨や当該計画の内容について説明しまして、調整を図った上で同意を得る必要があります。また、関係権利者に対しましては、当該計画の内容を十分に理解した旨を記載した確認書に氏名等を記載してもらい、集積計画に記載された期間中、保存することとしております。

次に間伐等経営管理権を設定する場合です。

間伐等経営管理権を設定する場合は、所有権を有するものについて、集積計画の対象森林ごとに当該対象森林の立木竹及び土地のそれぞれについて、2分の1を超える共有持分を有する者の同意を得る必要があります。さらに所有権を有する者以外の関係権利者については、従来の経営管理権の設定の場合と同様に、計画対象森林ごとに全員の同意を得る必要があります。所有権は、先ほども説明した通り、立木竹と土地のそれぞれに設定されている場合がありますので、一致している場合には、2分の1を超える同意を得れば良いですが、所有権が違う場合は立木竹で2分の1を超える同意を得て、土地についても2分の1を超える同意を得る必要があるということでそれぞれ2分の1を超える同意が必要ですので注意が必要となります。

ただし、立木竹の所有を有している者は、同時に地上権を有していることも多いのでその場合は所有権を有する以外の者以外の関係権利者に該当しますので、地上権を有している者全員から同意を得る必要があります。また、所有権を有する者は、土地の使用収益権等の権利も有している可能性が高いため、関係権利者の同意取得の範囲についても十分注意する必要があります。また、間伐等経営管理権も同様に、関係権利者に対して、当該計画の内容を十分理解した旨を記載した確認書に氏名等を記載してもらい、計画期間中は保存することとしております。間伐等経営管理権は、集積計画作成時の全員同意が困難であるといった理由から、今回の法改正で新しく追加されたものでありますが、共有者の所在が特定できなかった場合などに限定的に活用するような形になります。基本的に共有者と連絡が取れるのであれば、トラブル防止のため、できる限り全員から同意を得ることが望ましいです。

今回の法改正で追加されたため整理しましたが、活用するのは難しい印象です。

次に森林所有者が死亡していた場合です。

森林所有者が死亡し相続が発生している場合は、法定相続人を特定し、相続人関係図を作成して同意取得をする必要があります。

特に間伐等経営管理権を設定する場合は相続人によって共有持分の割合が異なる場合がありますので、十分注意する必要があるということで記載しております。

次に森林所有者の搜索についてです。

森林所有者搜索は森林法第191条の2及び第191条の4第2項に基づいて公用請求を行い、初めに林地台帳の記載を修正した上で、森林所有者に連絡を取って整理をしていくこととなります。

14 ページを御覧ください。

次に、隣地所有者との合意形成になります。

集積計画策定時に対象森林と隣接する森林の所有者間で森林の境界について合意形成を図る必要があります。

本町は地籍調査が完了しているため、森林の境界については、地籍図をもとに森林法登記簿後は地元精通者への聞き取り調査や現地調査で、境界杭又は特徴的な地形といった手がかりから確認を行った後に双方の森林所有者と現地立会いで境界について合意形成を図ることとしていますが、森林所有者さんが遠方に住んでおり、現地まで来ることができない場合などもありますので、そういった場合は図面を事前に作成して、郵送で図面を行って合意形成を図る形となります。

なお、近隣市町村では、境界付近の樹木を伐採しないことで境界確認省略して集積計画策定している事例もありますが、その場合は森林整備計画の内容と齟齬が出ないように十分確認しながら実施していく必要があります。

次に、集積計画の存続期間になります。

森林整備計画において、「間伐の実施にあたっては、立木の生育促進及び林分の健全化並びに利用価値の向上を図るため、縦横の間伐の方法を勘案するとともに、間伐率については、材積に係る伐採率は35%以下であり、かつ、伐採年度の翌年度の初日から起算して、概ね5年後において森林の樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが確実であると認められる

範囲内で定めることとします。」という記載がありますので、間伐を実施した年度の翌年度から5年後にその経過観察するまでの期間(6年以上)を集積計画の存続期間とするのが妥当ではないかということで整理しました。

最後に集積計画の記載例になります。こちらは林野庁が作成した手引からほぼそのまま持ってきたものになります。名称を階上町に直す、存続期間を6年にするなど、多少の変更はしていますが、それ以外はそのままになります。

マニュアルの内容については以上になります。

最後に参考資料として令和6年12月に作成した実施方針を添付していますので、後ほど御確認いただければと思います。以上になります。

(会長)

それでは、ただいま事務局の方から経営管理権設定についてのマニュアル素案ということで説明がございました。これについて委員の皆様から御質問、御意見等ございましたら承りたいと思います。

(オブザーバー)

確認したいところがあります。3ページ(1)設定する森林の条件の4行目のところで町内で森林整備を実施している、意欲と能力のある林業経営体による経営管理の方法について提案することとするというのは、具体的にどういうことを指しているのですか。

(事務局)

こちらは、実施方針からそのまま記載したものになりますが、森林調査実施して、そもそも森林経営に適している森林がある場合は、林業経営体に情報提供しますという意味で記載しているものになります。

(オブザーバー)

多分そういうことだろうと思いましたが、表現が分かりづらい感じがします。

(事務局)

これが実施方針3(1)からそのまま記載したものになります。マニュアルについて皆さんから意見をいただいて、修正しつつ策定を進めていきますが、恐らくそれに併せてこの実施方針の方も少し修正しなければならないところも出てくると思います。

(オブザーバー)

運用する上で町の方で理解した上で、文言を整理されてるのであれば良いですが、一瞬分かりにくい感じがしたのでお聞きしました。

いつか、改正の機会があるのであれば、もう少し分かりやすい文章に改正してもいいのかなと思います。

(会長)

今、改正するという話がありましたけれども、今後の流れといたしましては、今日ここで委員の皆様から出た意見を取りまとめして、その間、後ほど御覧になって、ここはどうか、こうした方がいいという御意見があれば、それをまとめた上でこれを修正して、委員の皆様にお配りをしたいというふうに考えてございましたので、その辺も含めて御意見を頂ければと思います。

(オブザーバー)

12 ページの一番下(3)間伐等経営管理権についての下から4行目です。

危険木の除去も同時に実施する際は、保育・間伐の目的に沿った形で実施できるように注意し、例えば、道路沿いの樹木を全て危険木として除去するような場合は、従来の経営管理権の設定をするといった対応を行う。これは同意取得が2分の1でなくて、全員から取得するということですか。

(事務局)

この意味合いは、そもそも道路沿いの樹木を全て危険木として除去する場合というのが保育や間伐に当たらないのではないかということで、そういった場合は、間伐等経営管理権ではなくて、通常の経営管理権でやるように注意しましょうという意味合いで書いたのですが、実際、業務するに当たって、道路沿いの木を倒木の危険があるからという理由ですべて伐採するような状況があると思うので、一例として、ありそうな例として入れてみました。

(オブザーバー)

法律的な解釈があまりよく分からないところがありまして、13 ページの真ん中なのですが、他にも、所有権を有する者が土地の使用収益権等の権利も有している可能性が高いため、関係権利者への同意取得の範囲について十分注意する必要がある。という表記がありますが、この所有権を有する者が土地の使用収益権の権利も有している可能性が高いというのは、普通の話なのではないですか。何か同じ文章で表現されてるものがあったのですか。

(事務局)

林野庁の手引に記載されてるものがありまして、意味合いとしては、その土地に使用収益権等の権利というのが、所有権を有する者以外の関係権利者に該当しますので、十分注意してくださいというような感じの書き方でしたので、そのまま記載した形になります。

(オブザーバー)

法律も詳しいわけではないので、こういう表現というのが一般的なのかなという感じがしました。

もう一つ、14 ページの(2)の隣接する森林所有者との合意形成のところで色々な境界確認

の方法があるのですけども、それで特徴的な地形といった手がかりからということももちろんそうですけれども、最近ですと GNSS 測量といったもので境界の確認を現地で 5 cm ぐらいの精度で確認できるような高性能な測量機械などを森林組合や素材生産業者は持っているので、階上町さんの場合は、国調が入ってるので緯度経度まである程度国調のデータがあるだろうということを踏まえて、そういう GNSS 測量という衛星からの情報で境界の確認ができるすごい良い機械がありますで、そういうのも取り入れて活用しながらやっていくような形を取れば、それに対して、違うと批判する人も少なくなってくるのかなと思います。山主さんは、自分の境界がどこか分からない人が多いです。隣の人と話してもどこが境界か分からなくて、「じゃあここにするか」というような感じでやってしまうので、場所を決める時にそういう測量の機械などで「衛星で測ればここになりますか、これでいいですか」とかそういう提案ができます。そうすれば、そこで良いという話で物事が決まって行きやすいので、そういう高性能の衛星使った機械を活用するというのは、トラブルもないしスムーズに進む。
持っていますよね。

(委員)

違うものを持っています。

(オブザーバー)

機械自体高いですけども、最近は森林組合や素材生産業者が境界のトラブルが一番怖いのでそういう機械を使ってやっているケースが多い。

(副会長)

間伐は、経営計画が無いから補助金を使えないですよ。こっちの予算だけで間伐をやっていくのですか。

(事務局)

そうですね。前提として森林経営計画も立ててないところや林業経営に適してないようなところ、もう業者さんが入って、何やってもお金にならないし、所有者さんも自分で経営管理するとなれば、すごいお金かかるような森林について、そういったもうどうしようもないところについては、仕方がないのでこの制度を使って、町で経営管理権を設定します。

(副会長)

間伐もそういうふうに行っていきましようということで、譲与税を使ってやっていくということなのですよ。

(事務局)

そうですね。本来、色々な施業があると思いますが、基本的に水源かん養の区域に入っていますし、皆伐というのもまずない話なので、どうしてもやるのであれば、切り捨て間伐、

場所によっては危険木もあるという話です。

(副会長)

それはあくまでも積算というのは、金額を始めとして、町の方で積算をしてやっていくということだよな。

(事務局)

そうですね。

(副会長)

別に間伐でも道路の危険木でもいかようにでも補助金を使わないから、やり方は後で具体的にやりながらでも良いのではないかなという気がします。

(オブザーバー)

経営管理法に基づいて集積計画立てて、施業した場合は造林補助金を使えるという見解を出してははず。

(委員)

そうです。

(オブザーバー)

なのでもしやる段階で農林事務所に相談して、補助金を使えるのであれば補助金も有効に活用しながらやってみることを検討してもいいと思います。

(事務局)

他の自治体なども集積計画を立てて進めてると思いますが、他の自治体で補助を使っていますか。

(オブザーバー)

分からないですね。使ってないかもしれないですけどね。補助事業を使えば、補助事業の手続きや検査の対応がいろいろ出てくるので、お金があるのであれば、補助金を使わないでやってるケースも結構あります。

他の市町村の例ですが、経営管理権の集積計画を立てるときに、この記載注意という情報が、表の下に記載されていますが、関係ないところ、例えば、(1)を削除した際に、その削除したところに関連する情報をそのまま残してしまったりして、齟齬が生じてくるケースもあり、そういうのを注意した方がいい。

実際に集積計画を立てるときに、今回の集積計画には関係ないということで削除することになります。その時にその削除条項と連動する部分があるので繰上げするだとか、括弧の番号を変えたとか、関連してもう一つ削除するだとかそういうミスがないようにした方が

いいかなと思います。

全体としてすごく具体的にイメージして、これから進めていくやり方というのを考えてやっているのでもいいかなと思います。

(会長)

その他ございませんでしょうか。

(委員)

全体を見て、すぐに取り組みやすそうなマニュアルに見えまして、フロー図とかですね、まずこの通りやってみれば一つ進むのかなという風に感じました。

(会長)

これで方向性が見えてくれば良いなと思っております。

(オブザーバー)

1回作っておくと、自分の頭の中を整理できるし、言葉の定義付けもしっかりしてくるのですごくやりやすくなると思います。

(事務局)

そうですね。制度自体が分かりにくいのでかなり勉強しながら作成しました。

(会長)

その他ございませんでしょうか。無いようであれば経営管理権設定マニュアルについては以上とさせていただきたいと思います。

(委員からの異議はなく、承認された。)

4 その他

(会長)

それでは次に、その他について事務局の方から何かありますか。

(事務局1)

事務局の方からちょっと皆様に情報共有していただきたい部分があるので、中村の方から説明をさせていただきます。

(事務局2)

ナラ枯れ被害の件について、町では町内のナラ林の正確な位置を把握していない状態でございます。環境省が作成した分布図であるとか、大まかな分布図というのはありますが、詳細な場所が分かりませんので来年度予算で分布調査の方を行いまして、県の方ではナラ

枯れ被害が入る前に、まだ価値があるうちに更新伐を進めていきたいと思いますという事で推進していますが、それに則って個別にそういったナラ林がある所有者さんというのを探して呼びかけしていき、更新伐を進めていければなというふうに考えてまして、そういった調査を実施する予定です。

(オブザーバー)

多分階上はミズナラではなくコナラが多いと思います。ミズナラは、9割以上が枯死します。ただし、コナラは半分ぐらい生きる可能性があります。生きているものは穿入生存木と言いますが、それは枯れない可能性が高いです。ですので、それを切るか切らないかで判断に苦慮するとき、一般的には無理して切らなくてもいいだろうと言う方も居ます。穿入生存木は1回アタックされると、樹液がダラダラ出てきて、中の虫が死んだりします。次の年に枯れた木からは、成虫が何千匹も出てきますが、穿入生存木からそういっぱい出ていかないとされています。更に一回アタックを受けたナラの木は枯れにくい。誘導抵抗性と良く言われますが、一回アタックを受けて生き残った木は、抵抗力が高まると言いますか、ワクチンを打つような感じなので生きる可能性が高いので無理して切らなくてもいいかもしれない。ナラ枯れが入ってきたばかりで被害を受けて、それを食い止めたいというのであれば、伐採して燻蒸処理するという事も必要ですが、生き残った木は、それが原因で周辺に被害が及ばないという風に言われています。ですので、その辺はそれぞれの判断となります。県としてどういう指導をしているのでしょうか。

(委員)

去年、事務所、役場、事業体を中心に県境沿いに2kmぐらいのベルトを作り、そこで集中的に切りましょうということをやろうとしまして、そのときにある程度どこに木があるかを調べました。先ほども話にありましたけど、コナラが多いだろうという話なのですが、環境省のデータでは、階上岳の標高の高いところはミズナラになっていますが、それ以外のほとんどがコナラです。コナラは、雪の少ないところ、水の多いところに生えると言われていますので、そういうことで分けられています。実際に見てみると県境沿いにもミズナラが結構ありました。太いのもありました。ですのでコナラばかりでも無いようですのでそこは気を付けなければならないと思います。

(オブザーバー)

ナラ枯れで枯れた木は、冬に葉っぱを落とさない。今の時期でナラなのに葉っぱが付いているのは、ナラ枯れで枯れた木と言っても良いかもしれない。
後、カシワは元々葉を落とさないで茶色い葉っぱを付けていますけれども、夏にナラ枯れ被害が発生して枯れると冬越しするための葉っぱに離層を形成できないので冬もそのまま葉っぱを付けたままなので、見て歩いた際に葉っぱが付いている木があれば、ナラ枯れで枯れた木かもしれない。今の時期は広葉樹がみんな葉っぱを落としているし、山が見やすい時期なので注意して見ていくとナラ枯れを見つけやすいかもしれない。

(事務局)

被害が入った木で枯れなかった木について耐性ができるような話がありましたが、例えばそういう木は、ナラ材としての価値としてはどうなりますか。

(オブザーバー)

辺材部分に穴が開いてしまうので木材としての価値は少し落ちるかもしれません。ただし、カシノナガキクイムシは辺材部分、ナラの中心が黒っぽくて、その周りが白っぽい色ですが、その白っぽいところに穴を開けていくので太いナラであれば、芯の部分は使える可能性がある。家具など色々なもので使う時、芯の方がみんな重宝して使うので、もしかしてすごく太くて良いナラであれば、虫食いがあつた辺材部分を捨てて、芯の部分をもしかしたら使えるかなと思います。ナラ枯れになった木は薪にしてしまいます。

(委員)

持ってこないでくれと言われます。市場には出さないでくれと言われます。

(オブザーバー)

評価が非常に下がってしまうので、薪にされるんだろうと思います。切ったとしてもナラ枯れ被害地から未被害地に持ってきては駄目となっているので同じ町内で使うという感じになっていくのだろうと思います。

(委員)

4、5年ぐらい前に滋賀県に行ったことがあるのですがそこでナラ枯れ被害を受けた木を使った椅子などの工芸品を出していました。その工芸品の売りとなれば、虫に食われたところもちょっとしたアクセントになって良いのではないかということで木製の無垢材の椅子などを作っているものを見せてもらったのですけれども自分で買うかと言われれば買わない。やはり虫食いの跡が付いているので家具材というよりは薪になってしまうのかなと思います。

(オブザーバー)

長年林業や木材に関わっている人は買いたくない。ですが、今の若い人はこれも自然だからと言って買う。

(事務局)

色々な価値観いる人が居るから、需要がゼロではないような感じ。

(オブザーバー)

今、節だとかシミになっているのも自然だし良いものになっていると判断する人たちもいるのでそれなりに需要はあるのかもしれない。いつも木材を扱っていると買わないですね。

(事務局)

見方が違う。

(オブザーバー)

そう、見方なので、価値観もだんだんと変わってくるのでもしかしたら商品になるかもしれない。

(事務局)

昨年度、長野県に行きましたが、山が真っ茶色になってる状態です。公共施設などで被害木を使用した椅子なども設置してあって、結構取り組み進んでるなという風に感じました。

(オブザーバー)

なるべくお金にしたいところなんです。後、ナラ枯れで注意しなければならないのは、枯れ枝が落ちてくるだとか、木が倒れてくるだとか、そういうのは注意しないといけない。学校の木が倒れたなどの事故が最近多い。道路を走っていて、ナラ枯れだと思ったら、そのナラの木は2年くらいすると枝が落ちてきます。そして、5年くらいすると倒れてきます。ですのでその前に処理しておかないと大変なことになるということがあるので、まずは安全安心ということで、そういうナラ枯れ被害で枯れた木を事故が無いように処理することを考えていかないと、町道だと町が訴えられることもあるので気を付けて見た方が良いでしょう。山で作業する人もナラ枯れの木があると上から枝が落ちてきて怪我したり、伐採するときも枝が脆くなってチェーンソーが跳ね返ってきたり、非常に危険なので山で作業する人たちも注意が必要だし、どんぐりが無くなるのでクマの餌が慢性的に不足するなど、そういったことも懸念されると思います。

(委員)

ナラ枯れの枯れ木が倒れやすいと言われておりまして、枯死してから5年で倒れると言われていています。他の枯れ木であれば、その倍くらい耐えたりしますが、ナラ枯れに遭った木はすぐに倒れる。兵庫県の人から聞いたことありますが、2年くらい前にこちらの方にもナラ枯れ被害が入ってくるというので、あちらの人にも意見を聞いてみましたが、その土地の人の話だと、ナラ枯れは防げないから薬剤散布や伐倒薫蒸もなかなか効果ない。そういうお金を使うくらいであれば、道路とか、人家のそばにある枯れ木を処理するのにお金使った方がいいよという話でした。

いきなり倒れるそうですから気を付けた方がいいです。

先ほど木村さんから、穿入生存木については生きていたという話がありました。東京の研修会で去年聞いた話ですが、穿入生存木も生きていますが、ある時にいきなり倒れることもあるらしいです。それは、根元にキノコが付いていて、それが原因で根元が腐って倒れるということもあると聞きました。まだ、良く知られていない部分もありますのでそのまま生きている場合もありますし、葉っぱが付いていても枯れることもあるらしいとも聞

きます。

(オブザーバー)

樹木にカミキリムシだとか色々な虫が入ってきますが、その時に大概腐朽菌も一緒に持って入ってしまう。まず、樹皮に傷が付くとその周辺にキノコの胞子がいっぱい飛んでいるので胞子が付く。そこに腐朽菌が繁殖する可能性が非常に高くなるので、例えばベッコウダケだとか色々なキノコが入ると根っこが腐っていたりする。根っこが腐っているのも木が耐える力が無くなって、ちょっとした風で倒れたりする。まず、樹皮に傷が付くとキノコが入って腐っていくんだという感覚です。カミキリムシだとかカシノナガキクイムシだとかそういう虫が入るということは、そこが傷付くわけですから、そこから菌が入ってくる。カシノナガキクイムシ自体も体に菌を付けて穴を掘っていくのでそこで中に菌が広がっていく。外見は生きていて大したことはないと思っても、中の方が腐っている可能性が高いので穿入生存木であったとしても急に倒れてしまったりすることも考えられるということだと思います。

(事務局)

鳥獣関係で山に行った際にキノコがかなり生えている木があつたりしますが、そういう木は危険な木になるということですか。

(オブザーバー)

そういう木はまず腐っている。後、町の管理として注意しなければならないのは、街路樹であるとか、公園の木ですね。ここは雪があまり降らないのでそうでもないのかもしれませんが、津軽の方に行くと、除雪車が雪をどける時に街路樹の根っこの皮も一緒に持って行ってしまうことがある。そうするとそこからだんだん腐って行って、倒れやすくなる。道路に倒れて事故を起こすこともあるので街路樹があると注意が必要です。公園だと、刈払機で草刈りする際に木の周辺まで刈払機で丁寧に刈払おうとして、根っこの部分に刈払機の刃が当たる。刃が当たっていくと、そこからキノコの腐朽菌が入っていき、木が腐っていく。刈払機で草刈りする時も丁寧にやるのは良いけれども、木に傷つけないようにやらないといけない。せつかく、太い名木みたいなものも傷だらけになっているものもある。公園の草刈りを発注する時も注意してやった方が良い。

(事務局)

敢えて残すか、傷つかないように養生するとか。

(オブザーバー)

後は鎌で刈るとか、それもお金かかることだから色々考える必要もあるのかもしれないです。

(会長)

色々参考になる話をお聞かせいただきました。

今年度3回に渡っての推進協議会ということで、本日はマニュアルの案でございます。今日承った御意見を踏まえて、マニュアルを作成したものを皆様の方にお送りさせていただいて、確認もさせていただきたいなというふうに考えております。

なお、来年度につきましては、前回の協議会において、鳥屋部地区を調査するという事で御意見をいただいておりますので、実施をさせていただきたいと考えてございます。年度変わって1回目の協議会につきましては、6月頃予定しているようですので御案内を差し上げた際は、御出席の方よろしくお願いいたしたいと思っております。

1年間に渡りまして、大変ありがとうございました。

5 閉 会

(事務局)

それでは以上をもちまして、階上町森林経営管理推進協議会を終了いたします。

本日はお忙しい中お集まりいただきまして誠にありがとうございました。

以上